

あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画概要版

計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景・趣旨・位置付け

本計画は、「厚木市地球温暖化対策実行計画」の施策の柱である再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進を具体的に進める計画として、平成 25 年 4 月に提案をいただいた「あつぎ元気地域エネルギー構想」を踏まえ、「創エネ」の取組である再生可能エネルギーの具体的な導入計画を始め、「省エネ」及び「蓄エネ」の取組について定めるものです。

再生可能エネルギー導入検討調査

1 検討対象

本調査では、公共施設や有効活用できると思われる市有地を再生可能エネルギーの導入を検討する対象とし、検討する再生可能エネルギーを「太陽光発電」、「太陽熱利用」、「小水力発電」、「小型風力発電」、「木質バイオマス発電」とします。

2 まとめ

- (1) 太陽光発電：導入可能な公共施設や住宅は最も多い。
- (2) 太陽熱利用：給湯需要がある施設はあるが、導入可能な施設は少ない。一般住宅への可能性は高い。
- (3) 小水力発電：市内の河川等の状況から考慮すると、現時点での導入は難しい。
- (4) 小型風力発電：今後設置を検討する場合は、年間風速のデータ収集などが必要である。
- (5) 木質バイオマス発電：間伐材の発生量や建築廃材の取り扱いなどの課題があることから難しい。

あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画概要

1 基本理念、原則

再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー利用の効率化及びエネルギーの効果的利用により、市民一人一人が自然の恵みと安心のある暮らしを実感できる持続可能な都市を目指します。

2 計画の対象

本計画の対象は、市域内の公共施設を始め、家庭、地域（事業所）等とします。

3 計画の期間

平成 26（2014）年度から平成 32（2020）年度まで

4 計画の目標

- (1) 創エネの取組：太陽光発電出力 25MW（メガワット）
- (2) 省エネの取組：家庭での年間電力消費量 10%
- (3) 蓄エネの取組：市内における蓄電池等の普及

5 導入する再生可能エネルギー

太陽光発電及び太陽熱利用

6 基本施策及び主な取組

- 【創エネ】太陽光発電による再生可能エネルギーの普及拡大
- 【省エネ】省エネ機器等によるエネルギー利用の効率化
- 【蓄エネ】蓄電池等によるエネルギーの効果的利用

7 成果の検証等

成果の検証は、前期 3 年（平成 26～28 年度）終了後に中間評価を、後期 4 年（平成 29 年～32 年度）終了後に最終評価を行います。なお、検証については、厚木市温暖化対策推進委員会が行います。

具体的な取組等

1 【創エネ】太陽光発電による再生可能エネルギーの普及拡大

- (1) 住宅用太陽光発電システムの普及促進
- (2) 公共施設（防災拠点等）への太陽光発電システムの設置促進
- (3) メガソーラー発電所の誘致
- (4) 中小規模太陽光発電所の誘致
- (5) 中小企業における太陽光発電等の普及促進
- (6) 農地におけるソーラーシェアリングの普及

2 【省エネ】省エネ機器によるエネルギー利用の効率化

- (1) スマートハウスの普及促進
- (2) 省エネ機器・高効率機器の普及促進
- (3) 公共施設等での省エネルギーの推進
- (4) まちづくりにおける省エネルギーの検討
- (5) 省エネルギー行動の普及・啓発
- (6) 中小規模事業所向けの省エネ診断、普及啓発事業の実施

3 【蓄エネ】蓄電池等によるエネルギーの効果的利用

- (1) 蓄電池の普及促進
- (2) 電気自動車（EV）及びPCS（電気自動車の搭載バッテリーから住宅へ電力を供給する電力制御装置）の普及促進
- (3) 電気自動車（EV）の導入と普及促進に向けた利用環境整備

公共施設再生可能エネルギー導入ガイドライン

1 目的

市内の公共施設等への再生可能エネルギーの導入について、対象となる施設やその手順について定めるものです。

2 導入対象

新築又は改修を行う一定規模以上の公共施設等とします。なお、導入を検討する再生可能エネルギーは、公共施設に最も導入の可能性がある「太陽光発電」を中心に検討します。

3 再生可能エネルギー導入の基本的な考え方

一定規模以上の公共施設を新築又は改修を行う場合は、計画段階で原則として再生可能エネルギーの導入を検討することとします。また、既存建物で、防災上の重要な位置付けの施設については、太陽光発電設備の導入について検討します。

4 設備導入を検討するための手順

導入の検討は、導入の意義、パネル設置の場所及び容量の選定、予算の確保などについて検討を進めます。